

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時00分 開議

○議長（織田八茂君）

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、議案第28号大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案第28号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（織田八茂君）

はい、6番後藤田麻美子君。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

皆様おはようございます。6番後藤田麻美子です。

福祉建設常任委員会は6月10日午前10時より開会をいたしました。本委員会に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので会議規則第41条の規定によりご報告申し上げます。

議案第28号大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、審査の結果、賛成4名、反対1名の賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（織田八茂君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

質疑を終わります。

討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

7番吉原経夫でございます。この条例改正は地方税法の規定及び地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額の見直しなどを行うものでございます。本会議質疑におきまして他の議員の質疑の中でも明らかになりましたが、課税限度額の見直し、必ずしもこのとおりにやらなくてもよいと。他の市町村の中で下がっている市町村もあるということでございます。私は議員になりましてから今まで国民健康保険税の課税限度額の見直しに賛成はしてまいりましたが、町民の声を聞きますと負担増に耐え切れないという声を少し伺っております。それが1つ目の反対理由でございます。

2つ目は、課税限度額の見直しによりまして、町として419万円の増加。5割軽減、2割軽減の拡充によりまして48万円の減少。差し引き371万円の増加、歳入増。町民にとっては負担増でございます。全体として町民の方にとって負担増になっていると、これが2点目の反対理由でございます。以上をもちまして反対理由を終わらせていただきます。

○議長（織田八茂君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○1番（若山照洋君）

議長。

○議長（織田八茂君）

1番若山照洋君。

○1番（若山照洋君）

1番若山照洋です。大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の条例改正につきましては、国における地方税法等の改正を踏まえ、国民の公平性を確保する観点から課税限度額の見直しがされているほか、保険税負担の軽減などについても所要の見直しがされ、低所得者層に対する拡充が図られるなど一定の配慮がなされた内容になっております。よって、私は本議案に賛成するものであります。皆様のご賛同をよろしくお願いします。

○議長（織田八茂君）

これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 10名]

○議長（織田八茂君）

起立多数です。したがって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第29号大治町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案第29号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（織田八茂君）

はい、6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第29号大治町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、審査の結果、賛成4名、反対1名の賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者であるが、具体的にどのような者を指すのかとの問いに対しまして、全国共通の基準として子育て支援員という制度が設けられた中で地域型保育事業の専門員研修を受けた者について認める方針であるとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（織田八茂君）

委員長の報告を終わります。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

7番吉原経夫でございます。この条例改正でございます。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴うものでございます。今回の特例は従うべき基準でございます。従うべき基準といいますとそのとおりやらなきやいけないというふうに誤解される方がおられるかもしれませんが、従うべき基準ということは特例をさらに下回る内容を定めることは

許容されない。これ以上緩和することは許されないわけですが、一方で地域の実情に応じ従うべき基準を上回る内容を定めることは許容される。大治町の実情に応じてこの基準緩和をする必要がなければする必要はないということでございます。それが1点目でございます。

2点目、条例改正案の中に6の保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園、または家庭的保育事業等が不足していることに鑑みとあります。実際に全国的にそのような状況の地域もあることは存じ上げております。しかし、大治町では町当局また民間事業者の不断の努力によりまして、平成30年度には新たに保育園が設置される予定になっており待機児童等は解消もしくは減っていくという見込みでございます。実際に保育士の体制の弱いところでは保育のときの事故が起りやすいという全国的な状況もあり、職員配置要件の緩和は大治町の実情に合わせてやるべきではないと考えるものでございます。以上2点で反対をさせていただきます。以上でございます。

○議長（織田八茂君）

原案に賛成の方の発言を許します。

○3番（林 健児君）

議長。

○議長（織田八茂君）

3番林 健児君。

○3番（林 健児君）

3番林 健児です。議案第29号を賛成の立場から討論を行います。

この条例改正の趣旨は待機児童対策としての保育の受け皿を大幅に進めている状況下で、保育の担い手の確保は喫緊の課題であり、これまでも保育士の処遇等さまざまな待遇の改善が行われておりますが、より一層の対応が求められております。こうした状況の中、保育の質を落とさずに保育士が行う業務について要件を一定程度柔軟化することにより保育の裾野を広げ、勤務環境の改善につなげることも必要な施策となります。本町では依然として合計特殊出生率が高く保育需要も増加傾向にありますので、今後も保育所や小規模保育事業所の整備など子ども・子育て支援事業計画に基づく積極的な施策の推進が必要と考えております。皆様のご賛同をお願いします。

○議長（織田八茂君）

これから議案第29号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 10名]

○議長（織田八茂君）

起立多数です。したがって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第30号大治町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案第30号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（服部勇夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

9番服部勇夫君、どうぞ。

○総務教育常任委員長（服部勇夫君）

9番服部でございます。

総務教育常任委員会は6月9日午前10時より開会をし、本委員会に付託された事件を審査し次のように決定をいたしましたので、会議規則第41条の規定によって報告をいたします。

議案第30号大治町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。

全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

特に質疑はございませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（織田八茂君）

委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

質疑を終わります。

討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（織田八茂君）

起立全員です。したがって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第31号平成28年度大治町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案第31号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（服部勇夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

9番服部勇夫君。

○総務教育常任委員長（服部勇夫君）

議案第31号平成28年度大治町一般会計補正予算（第1号）、このものは全員賛成で可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑を報告させていただきます。

本予算中に美唄市への派遣関連予算があるが、計上に至った経緯と内容を求める質疑があり、昨年のチャレンジデーから美唄市との関係ができ、4月に美唄市に訪問した折に市長より本年夏に市を代表する「歌舞裸まつり」があり、そのお祭りに大治太鼓の出演依頼があり、当町としても祭りに参加をすることを決めました。太鼓ばかりではなくブースも出展することとしたとそのような答弁でございました。以上で報告を終わります。

○議長（織田八茂君）

次に、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（織田八茂君）

6番後藤田麻美子君。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

6番後藤田麻美子です。

議案第31号平成28年度大治町一般会計補正予算（第1号）につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

損害賠償金に関して、スプレー缶の穴あけで事故が起きてしまったが、このような事故が起きない状況はつくれなかったのか。また、再発防止に向けた対策について住民への周知徹底が甘いのではないかと問いに対しまして、今回の事故を契機に粘り強くそして的確に資源集積所を全て回って確認をし、毎年かわる衛生委員さんと意思の疎通を図りたい。さらに住民の方には広報等を通じて周知をしていくとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（織田八茂君）

各委員長の報告を終わります。

これから各委員長の報告に対する質疑を行います。

初めに、総務教育常任委員長に対する質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

次に、福祉建設常任委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対の方の発言を許します。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

7番吉原経夫でございます。この補正予算でございますが、議会運営費を含めまして美唄市派遣関連費用で281万8000円が計上されております。もともとは昨年度の町制施行40周年記念事業のチャレンジデーからのつながり、つき合いでございますが、40周年記念事業、多額の費用がかかっておりますが40周年と1年限りということでしたが、今回美唄市で毎年行われている「歌舞裸まつり」に参加するということ。毎年行われているわけです。ことし限りではない。来年大治町に来てもらうとかで隔年、2年に1回になるかもしれませんがそういう交流になっていくということかなと思います。当然、交流は必要だと思います。ただ、友達つき合いとは違います。町民の税金を使うわけですからしっかりした理由、交流する理由がなければやっぱりやるべきではないと私は考えます。そういう積極的な方針なり理由なりが示されておられません。ただ単にやるだけでしたらこれは町民の方の中には今東京都知事舛添さんのような公私混同などのようなことがありました。それにオーバーラップされる方も出てくる。そういうおそれもあるわけです。ですから交流するなら交流する。しっかりとした理由のある交流。町民にとってメリットのある交流。そういうことが示されていない限り私はやるべきではないと考えております。以上で反対理由とさせていただきます。以上でございます。

○議長（織田八茂君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

○2番（松本英隆君）

議長。

○議長（織田八茂君）

2番松本英隆君、どうぞ。

○2番（松本英隆君）

2番松本です。議案第31号に対して賛成の立場で討論させていただきます。

今もありましたが、今年のチャレンジデーから交流の始まった美唄市とさらなる交流を進めるために、この「びばい歌舞裸まつり」の参加に要する費用も計上されております。せっかく美唄市との交流も始まりました。この中で1年限り、たった1回限りで交流を終わらせるというのもちよっといかがかなと思います。町を挙げて始まったものですので今後も内容的に交流を深めていただきたいと思います。さらに、この補正予算はこれだけではありません。保育所調理室の環境を改善するための費用、自主防災組織の活動の財源の確保もされております。いずれも適切な処理であると私は考えます。この案件に対して賛成するものでありますので皆様ご賛同をよろしくお願いします。

○議長（織田八茂君）

これで討論を終わります。

議案第31号を採決します。

本案に対する各委員長報告は可決であります。各委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 10名]

○議長（織田八茂君）

起立多数です。したがって、議案第31号は各委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第32号平成28年度大治町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案第32号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（織田八茂君）

はい、6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

6番後藤田です。

議案第32号平成28年度大治町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、審査の結果、賛成4名、反対1名の賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

平成30年から国保財政が都道府県単位になるということだが、保険料算定に対するシステム改修はきちんと構築できるのかとの問いに対しまして、法律の施行に伴って平成



30年4月から県を財政主体として進めていくものでそれに沿って行われていくものと考えているとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（織田八茂君）

委員長の報告を終わります。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

討論を行います。

原案に反対の方の発言を許します。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

7番吉原経夫でございます。平成30年度から国保会計が都道府県単位に広域化されます。ここではこの広域化に伴う全体的な問題、非常にあるんですがそれには触れずに大治町にとってはどうなのかということ述べて反対理由とさせていただきます。保険料、大治町が今、保険税ですがこれが30年度から県単位で統一、同じ金額になるわけではございません。それぞれの市町村別でございます。ですから、大治町にとって高いのが安くなるわけではございません。また、大治町は人口規模5万人以下ということで高めの徴収率を設定されることになっております。今のところですね。ということは、大治町にとって負担が重くなる。また、県に納める負担が重くなるわけです。そうしますと大治町としても保険料を今よりも引き上げざるを得なくなるとそういう事態が容易に想定されるわけです。国保会計、県単位に広域化する。全体的に問題がありますが、特に大治町にとって今の広域化は非常に平成30年度から問題がある。町民の負担増になる。町にとっても負担増になるということでその一環であるシステム等改修委託料に反対をいたします。以上でございます。

○議長（織田八茂君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

○8番（横井良隆君）

議長。

○議長（織田八茂君）

8番横井良隆君、どうぞ。

○8番（横井良隆君）

8番横井良隆でございます。議案第32号について賛成の立場から討論をさせていただきます。今回の補正では平成30年度の国保広域化に向けての県の試験運用の開始の準備のための予算が適切に計上されております。広域化については市町村単位の不平等性を防いだり事務効率も上がると。それによって国保財政の安定化が期待されるということですので、私はこの案に賛成するものであります。以上で終わります。

○議長（織田八茂君）

議案第32号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 10名]

○議長（織田八茂君）

起立多数です。したがって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第33号物品購入契約についてを議題とします。

議案第33号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（服部勇夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

9番服部勇夫君、どうぞ。

○総務教育常任委員長（服部勇夫君）

議案第33号物品購入契約につきまして、全員賛成で可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑を報告させていただきます。

工事期間についての質疑があり、本文中にも納期でうたわれているように夏休み中に工事は行われる。2学期からの使用には十分配慮するとの答弁でございました。以上で報告を終わります。

○議長（織田八茂君）

委員長の報告を終わります。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

質疑を終わります。

討論を行います。

原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

討論を終わります。

議案第33号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（織田八茂君）

起立全員です。したがって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第34号損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

議案第34号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（織田八茂君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

6番後藤田です。

議案第34号損害賠償の額を定めることにつきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（織田八茂君）

委員長の報告を終わります。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで討論を終わります。

議案第34号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛

成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（織田八茂君）

起立全員です。したがって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第35号大治町道路線の認定についてを議題とします。

議案第35号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（織田八茂君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

6番後藤田です。

議案第35号大治町道路線の認定につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（織田八茂君）

委員長の報告を終わります。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

質疑を終わります。

討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第35号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（織田八茂君）

起立全員です。したがって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、発議第4号安保法制（戦争法）の廃止を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

7番吉原経夫でございます。

発議第4号安保法制（戦争法）の廃止を求める意見書の提出について。

上記の意見書案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。平成28年6月1日提出、提出者大治町議会議員吉原経夫。

安保法制（戦争法）の廃止を求める意見書。2015年9月19日に参議院で強行採決され成立した平和安全保障関連法は、憲法9条が禁じる国際紛争解決のための武力行使を可能とするもので憲法違反であることは明らかです。したがって、平和安全の名にかかわらずその内容は紛れもなく戦争法です。また、憲法解釈を180度覆した閣議決定に基づいた違憲の立法は内閣と国会による立憲主義の否定であり断じて認めることはできません。この戦争法が発動されれば、日本は海外で戦争する国になり、自衛隊は海外で殺し殺されることになり、日本自体が武力紛争の当事者となって平和安全とは全く逆の事態を招くこととなります。戦争法に対しては、国会審議の段階で憲法の専門家を初めさまざまな分野の人々から反対の声が上がり、世論調査でも8割が政府の説明は不十分と答えていました。全国の人々の強い反対の声を国会内の数の力で踏みこみつけた採決は主権在民と民主主義を壊す暴挙であり正当性を欠くものです。

以上の趣旨から戦争法である平和安全保障関連法を速やかに廃止することと、立憲主義の原則を堅持し憲法9条を守り生かすことを強く求めますという意見書でございます。

昨年12月議会、3月議会、6月議会と出させていただきましたが、この間戦争法廃止を求める市民の運動がどんどん大きくなりまして、国会の中では今の民進党さん、共産党、生活の党、社民党と4野党が一致して戦争法の廃止を求めると。また、7月10日投票の参議院選挙におきましては32ある1人区全てで統一候補を出すというふうに非常に国民的に運動が盛り上がってきております。また1人区、新聞報道などによりますと非常に保守的なところにおきまして非常に県民の声で戦争法の廃止を求める声が高まってきているということでございます。大治町議会の中ではまだまだそういう機運が少ないかもしれません。自民党員の議員の方、公明党の方がみえまして、私共産党でございますが民進党の議員はいない。また、そういう状況ではございますが国民的に見ましてそういう市民の運動が盛り上がった非常に大きな声としてあるということで採択を求め

るものでございます。以上でございます。

○議長（織田八茂君）

吉原議員。

○7番（吉原経夫君）

はい。

○議長（織田八茂君）

提案理由の説明ですからそれ以外のことは発言しないようにお願いします。選挙の関係はございませんのでお願いします。

○7番（吉原経夫君）

選挙ではなくて、それを……

○議長（織田八茂君）

いわゆる提案理由の説明に徹してください。お願いします。

○7番（吉原経夫君）

議員として町議会議員の話もさせていただきました。以上でございます。

○議長（織田八茂君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第4号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております発議第4号は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。

最初に、発議第4号の原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

討論なしと認めます。

これから発議第4号を採決します。

発議第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 2名]

○議長（織田八茂君）

起立少数です。したがって、発議第4号は否決されました。

日程第10、発議第5号「平成28年熊本地震」における迅速な被災者支援と早急な復興支援を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君、どうぞ。

○7番（吉原経夫君）

7番吉原経夫でございます。発議第5号「平成28年熊本地震」における迅速な被災者支援と早急な復興支援を求める意見書の提出について。

上記の意見書案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。平成28年6月1日提出、提出者大治町議会議員吉原経夫。

熊本県を中心とする今回の地震では、2度に及ぶ震度7の大地震と震度6や震度5を含む数多くの連続的な地震という今まで経験したことがない地震によって甚大な被害が起きている。現在のところ、死者49人、関連死の疑いが約20名、安否不明者1名、負傷者数約1,700名、これは意見書を出したときでございますが、などの人的被害のほか、住宅など8万棟以上の建物が全半壊、損壊となるなどの物的被害も起きている。また、今なお多くの被害者が避難所や車中泊など避難生活を余儀なくされている。本議会は、今回の熊本地震で亡くなられた犠牲者に深い哀悼の意を捧げるとともに、被災者の方々への心からのお見舞いを申し上げる。さらに安否不明者の一刻も早い発見を切に願うものである。そして、被災者の命と健康を守るため、避難所を初め被災者の生活環境を急いで改善することと、被災者への医療・介護に万全の態勢をとることや、生活の再建のため必要な仮設住宅を早急に建設すること、住宅再建に対する公的支援を強化することが国に求められている。また、被災者のなりわいの再建のため、中小業者、農業、観光業など事業者が受けた大きな打撃から立ち上がることができるようにする支援や雇用を守るための必要な支援を行うことも国に求められている。そのため本議会は、犠牲者と被災者の心情に寄り添い「平成28年熊本地震」における迅速な被災者支援と早急な復興支援を強く政府に求めるものである。以上でございます。

○議長（織田八茂君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○9番（服部勇夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

9番服部勇夫君。

○9番（服部勇夫君）

本意見書でございますが、国としては5月の折には復興のための補正予算を組まれて現在執行されているところでございます。その中にあたっての意見書ということでございますので、内容的にはもっと具体性を入れなきゃいけないと思います。災害にあわれた方には大変にお気の毒に思います。そのためにも国としてどの部分のどういうところにもっと支援を与えていくかというのをうたい込んですべき話だと思いますし、この意見書を提出されるならその部分を強調してもいいぐらいの意見書をつくらなければならぬと思っております。その辺に関しまして提出者の方の意見を求めたいと思います。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

服部議員からの質問に答えさせていただきます。6月1日提出ということでその時点で明らかになっているところを書かせていただきました。ただ、それ以降特に建物関係、住宅関係では何度も大きな地震が来たということで基礎部分がやられてて、しかし今までの判定基準だと全壊、半壊にならないと。特に住宅の罹災証明、そこら辺の関係ですとか本来だったらそういうところも国としてきちっと基準をつくりなさいとかうたい込むべきだとは思いますが、しかし、6月1日提出でそれ以降案文が変えられないという大治町議会ルールにのっとっておりますとそのとお直しことはできないということでございます。6月1日時点ではこれが一番よかったと思っておりますが、それ以降はやはり例えば住宅関係など、また車中泊等々も非常にまだまだ続いている。そういうことももう少しうたい込むべきかもしれません。6月1日の時点で車中泊がそんなに長く続くとかそういうのはとてもまだまだ想定されていなかったという点でございます。これは服部議員言われるのはそのとおりでございますが、一応意見書を出す大治町の議会ルールにのっとると途中で変えられないということでその点をご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（織田八茂君）

他に質疑のある方。

○8番（横井良隆君）

議長。



○議長（織田八茂君）

8番横井良隆君。

○8番（横井良隆君）

8番横井良隆でございます。熊本地震に対しての哀悼の意、我々全て議会としても皆さん同じ意見を持っております。今回でも義援金を我々いち早く皆さんで話し合っ出した経緯がございます。提出者にお尋ねしたのですがいろいろな形で出ているんですが実際に熊本地震の被災地に行って現地を確認しているのかどうかその一点確認したいと思います。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

熊本地震の後、私自身は行っておりません。当然政党公認の議員でございますその政党としては行っておりますが私個人としては行っておりません。しかし私も義援金を出す、またいろいろな状況を勉強する、また町議会議員として国に意見を申すこれも一つの仕事でございます。そういうことをやらせていただいております。以上でございます。

○議長（織田八茂君）

他に質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第5号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております発議第5号は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論に入ります。

発議第5号の原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

討論なしと認めます。

これから発議第5号を採決します。

発議第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 2名]

○議長（織田八茂君）

起立少数です。したがって、発議第5号は否決されました。

以上で本日の日程は全部終了しましたので会議を閉じます。

これで平成28年6月大治町議会定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時40分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 織 田 八 茂

署名議員 林 哲 秀

署名議員 折 橋 盛 男